

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和6年10月30日(2024.10.30)

【公開番号】特開2024-82272(P2024-82272A)

【公開日】令和6年6月19日(2024.6.19)

【年通号数】公開公報(特許)2024-113

【出願番号】特願2023-206692(P2023-206692)

【国際特許分類】

*G 06 F 8/60 (2018.01)*

10

【F I】

*G 06 F 8/60*

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月22日(2024.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【0008】

第2の例示的な実施形態は、ウェブサーバアプリケーションにおいて、ファイル、ファイル内のデータブロックのブロック数、およびブロックサイズを指定するクエリを受信することであり、ファイルが、設定データのスナップショット間の差分を表すエントリを含む、受信することと、ブロックサイズに基づいて、ファイル内のデータブロックを識別することと、ウェブサーバアプリケーションにアクセス可能な非一時的メモリにブロックを格納することと、クエリに応答して、ウェブサーバアプリケーションにより、グラフィカルユーザインターフェースのリストコンポーネントにおける表示用にフォーマットされたブロック内の一組のエントリを送信することと、を含んでいてもよい。

【手続補正2】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0111

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0111】

垂直検出により見出される関係は、さまざまな形態であってもよい。一例として、電子メールサービスは、それぞれが異なるハードウェア機器設定項目にインストールされた電子メールサーバソフトウェア設定項目およびデータベースアプリケーションソフトウェア設定項目を含み得る。電子メールサービスがこれらのソフトウェア設定項目の両方との「依存」関係を有し得る一方、ソフトウェア設定項目は、電子メールサービスと「使用」の相互関係を有する。このようなサービスは、水平検出手順では完全に決定できない可能性もあるため、代わりに、垂直検出および場合によりある程度の手動設定に依拠していくよい。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0222

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0222】

ブロック1300は、ウェブサーバアプリケーションにおいて、ファイル、ファイル内

50

のデータブロックのブロック数、およびブロックサイズを指定するクエリを受信することであり、ファイルが、設定データのスナップショット間の差分を表すエントリを含む、受信することを含んでいてもよい。

10

20

30

40

50